

いて確認する。ただし、乙が約定書で記入した連絡方法の錯誤、携帯電話が通じない、または携帯電話の盗難によって生じた損害については、甲は一切責任を負わない。また、通話の確認過程で担当者の音声識別についても責任を負わない。

4. FAX 依頼書とその原本の取扱について、甲は FAX で送信された FAX 依頼書を原本とみなし、当該業務取扱規定に則って手続きを行う。乙は FAX 業務を依頼後、原本を直ちに甲に郵送し、またその原本は FAX 依頼書の内容と一致させること。FAX 業務を依頼後 20 銀行営業日以内に甲に原本が届いていない場合、甲は乙に対して FAX 業務の提供を停止することができる。
5. 不可抗力によって業務処理が遅延した場合、生じる損害に対して、甲は免責とする。
6. 第三条 3 項の録音の保存期間は、六ヶ月間とする。但し、保存期間経過前に何らかの事情により録音データが消滅したとしても、これにより甲は乙に対して何らの責任も負わない。

第五条 準拠法、管轄裁判所等その他事項

1. 本約定書は双方の署名捺印をもって有効とする。この約定書の有効期限は 1 年とする。有効期限終了の日の 1 ヶ月前までに甲または乙の一方から相手方に対し解約通知を行わなかったときは、この契約は 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本約定書に関して万一紛議が生じた場合には、甲乙協議の上で解決する。乙が本約定書の内容を修正したい場合、書面にて甲に通知を行い、双方協議の上で決定する。
3. 本約定書の準拠法は日本法とし、協議で紛議を解決できない場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
4. 本約定書の成立を証するため証書 2 通を作成し、甲乙各 1 通保有する。

甲：交通銀行股份有限公司東京支店

乙：

支店長 夏 慧昌 印：

印：

契 約 日： 年 月 日

暗証番号印鑑登録書

名前_____

口座番号_____

暗証番号

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

印 鑑

| |
|-----|
| 印 鑑 |
| |